



塚村香織議員は予算特別委員会委員長として、議員が当然に有する質問権に対し不当に制限若しくは剥奪しようとし、さらにその不当性に関し事実関係を調べるよう正当に要求したことを無視するという侮辱行為を行ったことに対する処分を要求する件

令和8年9月14日

宮代町議会議長 川野 武志 殿

宮代町議会議員 佐藤 将行

被処分要求者

宮代町議会議員 塚村 香織

地方自治法第133条の規定に基づき、下記の通り処分を要求します。

#### 記

#### 1. 侮辱を与えた者の氏名

塚村香織議員

#### 2. 処分の理由

令和8年9月10日に開催された決算特別委員会において、私が再質問を行いそれに対し健康介護課課長が答弁を行った際、答弁漏れがあったので、議会規則に従った方法により委員長である塚村香織議員へ発言を要求し「答弁漏れがあったので答弁を求めろ。」といった趣旨の発言を行った。しかし、塚村香織議員は周囲の議員や職員、さらには当事者たる健康介護課課長への確認という、極めて軽易かつ確実な方法を使わず、一方的に私の発言を否定した上で「答弁漏れは無かった。」と見做して委員会を続行しようとした。今回は幸いなことに、当事者たる健康介護課課長自身が正直に自らの答弁漏れを直ぐに申し出たからである。塚村香織議員としても、これまで自身が繰り返し行ってきた私の言い分を無視したり、私への発言権や質問権を不当に制限したりということを出来なくなったと観念したのか、最終的には答弁漏れを洪々認めざるを得なくなった。結果的にはこれまでのような私に対する嫌がらせを行えず、幸いなことに今回は質問権の制限までには至らなかったことから質問権侵害は行われなかったものの、塚村香織議員の資質の問題を示すには十分な事案である。さらに言うならば、塚村香織議員は客観的に間違っていたことに対し、謝罪の一言すら述べない。

そもそも、委員会運営やその結論等につき多くの方が信頼する根拠は、その審議過

程の適性や議事運営が公平・平等であることが大前提である。そのためには、委員長自身が清廉性・公平性・客観性等を有していなければならないということは言うまでもない。そして、そのためには、敢えて指摘するまでもないことではあるが、委員長自身が「予断」・「偏見」を持たずに職務に臨まなければならないということも当然のことであり、出来ないのであれば委員長たる職責を果たせないばかりではなく、委員会や議員、そして負託した町民への裏切り行為であるとも言わざるを得ない。特に、「公平性」が求められる理由としては、委員会で表決を行った際に可否同数となった場合は、「可否同数のときは、委員長の決するところによる。」（宮代町議会委員会条例第15条）という条例の規定からも明らかである。参考までに、ここでいう「公平性」とは、委員長自身の「良心」だけではなく、明文で定められている憲法・法律・条例・規則等に従った「手続きの公平」（憲法第31条参照）であり、裁判官に求められるものと類似するものである（憲法第76条3項参照）と思われる。

そもそも、民主主義というものは「手続きの公正・公平」が強く求められることは常識である。同時に憲法第14条では平等原則が定められている。しかしながら、今回の決算特別委員会における被処分要求者たる塚村香織議員の委員会運営は非常に問題のあるものである。これまでも繰り返し指摘してきたのだが、塚村香織議員の委員会運営は、委員長に与えられた権限を不当に濫用若しくは逸脱する行為ばかりであり、しかもこれらを私に対してのみ繰り返し行使し続けており、一切反省することなどない。これらは明らかないじめや嫌がらせと断すべきものであると同時に、不平等な取り扱いでもある。もちろんこれらは、被処分要求者たる塚村香織議員による、委員長という優越的地位を悪用したハラスメントでもあり、人権侵害でもある。

今回のようなことはここ数年、宮代町議会で繰り返し行われ続けられていることである、これらは、少数派である一町民（当選前の私）や一議員（私）に対するものである点で共通しており、嫌がらせ、いじめの延長線上に位置付けられる極めて卑劣な問題であることは明白である。また前述した通り、委員長という優越的地位に基づくハラスメントでもあることから、これらのことを被処分要求者たる塚村香織議員は自ら謙虚に反省し、即刻自ら委員長の職を辞すべきである。

以上のことから、私は塚村香織議員より侮辱を受けたので、地方自治法133条の規定により、処分を要求する。

### 3. 要求する処分の内容

地方自治法135条による（戒告・陳謝・出席停止・除名）のいずれか。

以上